

令和6年度第1回 沖縄県都市計画公聴会 記録

那覇広域都市計画道路（浦添西原線）の都市計画変更案作成に係る公聴会

1. 日 時：令和7年2月12日(水) 午後7時～午後7時37分
2. 場 所：西原町役場1階中ホール(保健センター)
3. 案 件：那覇広域都市計画道路 3・2・14号 浦添西原線

出席者：

- (1) 議 長 沖縄県土木建築部建築都市統括監 金城新吾
- (2) 公述公聴者 住民等、行政関係者（都市計画決定権者（沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課）、事業者（沖縄県土木建築部中部土木事務所）、地元自治体（西原町都市整備課、土木課）
- (3) 公 述 人：3名

【開 会】

○司会

皆様、こんばんは。会を始めます前に携帯電話の電源を切るか、マナーモード等へ切り替えいただけますようお願いいたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。

これより那覇広域都市計画道路(浦添西原線)の都市計画変更案を作成することについての公聴会を開会いたします。

私、本日の司会を務めさせていただきます沖縄県都市計画・モノレール課の幸地と申します。よろしくお願いいたします。

本日の公聴会はお手元の会次第に沿って進めてまいります。なお、沖縄県都市計画公聴会規則第5条の規定により、本公聴会におきましては、公述申出をなされた方のみ意見陳述が認められますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、公聴会閉会后、事業者である中部土木事務所、地元自治体である西原町も一緒に意見交換の場を設けますので、御都合がよろしければ御参加のほどよろしくお願いいたします。

公聴会の議長につきましては、同規則第9条の規定に基づく指名により、沖縄県土木建築部建築都市統括監の金城新吾が務めます。

また、傍聴の方には、事前にお配りしました公聴会傍聴要領を御一読の上、会の進行に御協力をお願いします。

ここで、行政の立場として公述意見を伺う職員を紹介いたします。

都市計画決定権者を代表しまして、沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課課長の下地です。

○公述聴取者（行政関係者（都市計画・モノレール課長））

（起立一礼）

○司会

続きまして、事業者を代表しまして、沖縄県中部土木事務所より所長の上原です。

○公述聴取者（行政関係者（沖縄県中部土木事務所所長））

（起立一礼）

○司会

また、関係市町村を代表しまして、西原町建設部都市整備課及び土木課に参加いただい

ております。

○公述聴取者（行政関係者（西原町建設部都市整備課、土木課））

（一同一礼）

○司会

それでは、ここで一旦、報道関係者の頭撮りの時間を1、2分設けたいと思います。報道関係者はいらっしゃいませんが、写真撮影は今の機会をお願いいたします。撮影される方がおりましたら、どうぞ前のほうへ。

（写真撮影）

○司会

それでは、これ以降の撮影は御遠慮願います。

それでは、議長、進行をお願いいたします。

【公聴会に関する説明】

○議長

本日、議長を務めさせていただきます、沖縄県土木建築部建築都市統括監の金城でございます。早速、着座にて会を進行させていただきますので、どうぞよろしくお願い致します。

本日は、那覇広域都市計画道路3・2・14号浦添西原線の計画原案に対する公聴会であります。

本原案については、令和7年1月22日にさわふじ未来ホールにおいて住民説明会を行いました。それから都市計画法第16条第1項に基づき、1月21日から2月5日までの約2週間、縦覧を行い、公述申出を募集してきたところであります。

この縦覧の結果、3名の皆様より公述申出がありましたので、同法第16条第1項に基づき、公述人として公の場で直接意見を述べていただくものとして、本日の公聴会を開催するものであります。

公述に移ります前に、公述人の方をお願い申し上げます。

私がお呼びした後、公述席に移られて公述を開始してください。公述は、事前に申し出のあった公述内容に基づいて、都市計画原案に関する範囲で御発言をお願いします。

時間も限られておりますので、御発言の時間は事前案内のとおり10分程度以内でお願いいたします。

また、あくまでも公の場で意見を述べていただくことが公聴会の趣旨でございますので、

都市計画原案作成者に対して、この場で回答を求めるというものではないということをあらかじめ御了承をお願いします。

それでは、早速始めさせていただきたいと思います。1 番目の方、お願いいたします。

【公述人による公述】

○公述人 1

今回、このような公聴会の場で意見を述べる機会をいただき、ありがとうございます。座って説明させていただきます。

意見陳述書。意見の要旨から申し上げます。

1. 県道浦添西原線(翁長～嘉手苅)一部区間に設置するボックスカルバートを延長し、清閑な住宅街の環境を確保する件。

2. 住宅街を掘削し、道路工事を実施する際の地滑りの危険性について。

理由を申し上げます。

ボックスカルバートの延長について。

①都市計画道路変更(案)の沿線は、住宅と道路擁壁の距離が狭く、騒音、粉塵、振動、排気ガス、地滑り、景観等々、数多くの環境悪化が懸念されます。また、計画道路は平坦な道路ではなく、上り勾配1.2%の斜路で、特に自動車の加速騒音、大気汚染の懸念もあります。

上記の課題を解決するために、ぜひボックスカルバート工法を採用し、地域住民の懸念事項を払拭していただきますようお願い申し上げます。

②ボックスカルバートの延長が可能なら歩道を設置することもでき、児童の通学距離、時間が大幅に改善され、安心・安全な通学路が確保できます。

次に地滑り危険性について。

① 現計画道路は、清閑な坂田ハイツ住宅街の一端を7～8メートル掘削し、幅員30メートルの道路で地域が分断され、10世帯が孤立します。道路の左右は擁壁で、地滑りの心配はありません。土圧は地盤の低い強度を翁長1号線側に働き、地滑りが懸念されます。

②中部土木事務所は、2017年に計画道路周辺5ブロックで地盤調査を実施しています。その観測結果は4ブロックで深度5～10メートル付近に地滑りと見られる変動を確認しています。計画道路の想定滑り面に影響しないとのことですが、変動判定は表面に表れず、

内に潜んで存在する潜在、また滑り面存在の有無を断定できないため、継続観測が必要との調査報告です。

次に要望を申し上げます。

①ボックスカルバート(一部陸橋)の長さは、道路側点 121～129 の区間で検討をお願いします。

②計画道路周辺の地滑り継続調査をお願いします。

③地盤の強度や地質など専門の有識者による調査をお願いします。

④騒音、粉塵測定は、計画道路の近辺をお願いします。

⑤沖縄県都市計画審議会の皆様には、ぜひ現場の状況を確認していただければ幸いです。

以上が申請書の意見陳情ですが、次に補足説明をさせていただきます。

私はボックスカルバートと陸橋の違いはよく分かりませんが、県は当初、孤立する 10 世帯への接続道路として 6 メートルの陸橋を通す案でした。その後、ボックスカルバート 13 メートルの設置を提案しています。延長した根拠はよく分かりませんが、ボックスカルバートの延長が可能なら延長してほしいという趣旨での要望です。

ボックスカルバート工法が難しいなら、地上から開削して道路構造物を構築する堀割式道路を提案、要望したいと思います。道路のイメージとしては、沖縄自動車道の沖縄市山里付近に設置している堀割式道路です。地面を掘って道路を通し、トンネルのように密閉されたものではなく、天井は全開にするか、あるいは一部分上だけ蓋をすることでも騒音のほとんどが遮断され、蓋をした上の土地を通路として活用できるというメリットがあります。

再度申し上げますが、道路の上部を歩道などに活用することが可能なら、児童の通学距離、時間が大幅に改善され、安心・安全な通学路が確保できます。

最後になりますが、坂田自治会は西原町 32 行政区の中で高齢者率が一番高い地域です。階段歩行は高齢者にとって高いハードルです。堀割式道路を採用し、高齢者に優しいスロープ歩道ができないか、御検討をよろしく願いいたします。

以上、公聴会の意見陳情です。ありがとうございました。

○議長

どうもありがとうございました。

続きまして 2 番目の方、お願いいたします。

○公述人 2

坂田地域の抱える道路問題について意見を述べる機会をつくっていただきまして、本当にありがとうございます。

私はもう長い間、この坂田区に住んでいて、今回、浦添西原線がこういう形で計画を進めていく中で大変注目しているところなんですけれども、そもそも都市計画事業とは一体どういうものなのか。実際坂田に住んでいていろいろと疑問に思うところがあるものですから、その観点から意見を述べたいと思います。

今回、変更予定の都市計画区域内の住居専用地域、坂田区は住居専用地域になっているかと思います。その道路は先月 22 日に説明があった資料によりますと、区画街路に該当するようすけれども、その道路は公道に移管手続がなされないまま公衆用道路として使用されております。そのため当該道路の維持管理を行う主体が曖昧となっております。それで、この道路の修繕に伴う環境整備を地域住民が安全・安心を確保するために大きな課題となっております。

本事案の原因は都市計画法制度の不備なのか、それとも行政の怠慢、瑕疵によるものなのか、本事案と今回の事案を重ねて、都市計画法制度の仕組みについて地域の人たちがどう向き合えばいいのか、その観点から意見を申し上げたいと思います。

坂田区道路は、道路交通法が適用されている道路であります。それで朝夕のピーク時は渋滞が生じております。通行車両の約 7 割は通過車両だというふうに、多分中部土木の皆さんの調査の結果もそう出てるかと思います。

本エリアの市街地開発の条件として「一般の通行の自由に供すること」と、当時の村長の文書もあります。

これまで当該エリアには病院、それから高齢者施設も立地しております。それで不特定多数の方々が往来し、社会経済活動が行われております。本市街地が開発されてこの間、歩道や道路側溝の整備、それから街路樹の伐採、道路の安全性を確保するために、やむなく自治会がわずかなお金を自治会費から捻出して施工したこともあります。

それで現在の町長に道路整備の要請を行ったところ、メイン道路のほうは町のほうで整備をして、その他の道路については緊急性や重要性を加味して判断しますというような回答がありました。何をもって緊急性を判断するのでしょうか。もうこの道路は実にやがて半世紀たとうとしています。道路の側溝破損、それから崩落もあります。雨が降ったときには水たまりができます。道路は劣化、老朽化しております。区民から直接町役場に道路整備の要請もしているんですけども、なかなか動きません。それで自治会に道路の整備の

お願いが来たりします。自治会としても役場のほうにお願いするんですけども、町道ではないという理由で課題が残されております。

この課題というのは、皆さんよく御承知のように、都市計画法の趣旨というふうに書いた皆さんがお配りされた資料を読むと、文化的な都市生活の確保。そのためだということですね。我々としてみれば、文化的な都市開発の確保であったり、安全・安心の確保が大きな課題として残ってるわけですね。

それで、この道路を町のほうに移管するという話が前々からあるんですけども、移管するんであれば、測量して調査をして町に寄附しなさいということなんですね。道路というのは通行機能だけじゃなくて、水道管、ガス管、まさに社会活動を維持するための社会インフラですよ。基幹インフラとも言われてますよね。それとも深く関わっている。そういったところを誰が調査し、測量を行うのか。その費用はどうするのか。まさに課題は山積しております。

22日の説明会の資料によりますと、都市計画道路は機能的な道路網を形成し、安全で快適な歩道空間、ゆとりある都市空間の形成を図るための都市計画施設だと、そして今回浦添西原線が計画しているものについて、これは幹線街路とおっしゃるんですね。皆さんの資料によりますと、幹線街路と坂田区のような区画街路などとの組み合わせにより道路機能を発揮するというふうに説明もございました。大変期待するところではございます。

この坂田区の道路が町道に移管されずに修繕できないのは、都市計画法制度の問題なのか、それともそもそも区画街路に該当しないということなのか。都市計画法に基づく市街地開発行為というのは、多分行政の指導監督の下で行われていると思いますが、どうなんでしょうか。行政の怠慢なのか、瑕疵によるものなのか。我々一般、1自治会で対応できるような問題ではないと思いますね。

おりしも埼玉県などで発生している道路陥没事故。それは道路に埋設されている下水道管などからの水漏れが原因だと言われておりますが、坂田区民にとってみれば、とても対岸の火事というふうにして見ていれるようなものではないです。沖縄県が発行しているハザードマップを御覧になっていただきたいと思います。こういった環境にあるのか。

都市計画法の目的である都市計画の健全な発展と秩序ある整備のため、坂田区の道路問題に適切に向き合っていただきたいと思っております。

追加説明になりますけれども、22日の説明会の中で坂田区の道路は私道だという発言がありましたけれども、使用実態は公衆用道路です。

私道とは次のように定義されております。私道では道路交通法は適用されない。私道を利用できる権利、それは所有者、それから所有者の許可を受けている人、通行を許可されている人。それから建築基準法での位置指定道路は、私道でも公道と呼ばれるケースもあると。それから公衆用道路については、一般の通行の用に供する道路を言う。道路法による道路に限らず、一般公衆の交通の用に供されるものは、私設の道路であっても公衆用道路とされると。

さて、こちらにお集まりの皆さんは道路の専門家の皆さんだと思います。我々がどういうふうに関心があるのか。浦添西原線とうまく結んでやってくんだと、立派な町をつくるんだと。そういうことは、私らとしては大いに期待します。しかし、現実はどうなのでしょう。それに我々はどう向き合えばいいのか。適切な御判断よろしく願います。

以上でございます。

○議長

どうもありがとうございました。

続きまして3番目の方、お願いいたします。

○公述人3

皆さん、こんばんは。坂田自治会道路検討委員会という形で意見書を出しております。

平成28年、これは8年ぐらい前からの話です。9月20日に坂田ハイツ自治会の道路検討委員会浦添西原線についての道路整備事業の一部変更についての請願書を、私どもは中部土木事務所に提出しております。8年前の請願書ですけれども、その請願書の内容を少しだけお話ししますと、現在の生活道路は、我々生活道路を直進しておりますけれども、これをそのまま現状どおりの生活道路にしてほしいという部分の陳情でした。

それともう1つは、やはり先ほどもありましたとおり、カルバートの掘削トンネル方式にもう8年前から要求を出しております。

それから、もう1つは、環境アセスメントの実施及び報告をやってくださいということで、中部土木に8年前のこの検討委員会としては出しておりますけれども、これに基づいて十数回、我々は中部土木の説明会を受けたり、それからキャッチボールをしたりしてやっておりますし、その中でほとんど進展が見られないような状況で、今回の意見書を出したということの形でありますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。

それからもう1つは、これはどうしてもお互い改善したいということで、ワークショップ

プ。これは令和元年に1回、2年に2回、ワークショップを5回開催しておりますけれども、その中でも改善策は見られないということでありました。

それで、これまでの説明会の中で去年、令和6年7月に坂田ハイツでの説明会をやってくれということで説明会が行われて、中部土木事務所としては直進道路の変更をしたいということで説明がありました。交差点が移りますよということでの道路設置の要望がありましたけれども、その中で、我々としては坂田ハイツは直進道路を希望しますよという形だったんですけれども、どうしても変更したいというのであれば、じゃあこれにかわる歩道橋を設置してほしいという区民からかなりの要望があって、我々、終了後に住民懇談会を行いまして、その場で道路検討委員会としては、直進道路が無理であれば歩道橋を設置、どうしても歩道橋を設置してほしいという要望がありましたので、今回要望として提出しております。

先ほど出された1番目に坂田ハイツよりの坂田小学校の直進道路、歩道橋の設置と意見書として出しておりますけれども、これについては当初、直進道路の要望を何度か話合いを重ねたが前進がありませんでした。さらに令和6年6月の説明会で直進道路変更の説明を受けて、その変更を、あるいは歩道橋設置の要望があり、説明会終了後に行われたということです。

その理由として意見書にも書きましたとおり、意見書の理由に交差点の変更により、どうしても浦添西原線が30メートル幅の横断しなければいけないということがあって、歩道橋の設置をしてほしいと。この横断歩道は小学校、中学校の子供たちの通学路になるわけです。それを歩道橋によって、横断歩道を渡らないで歩道橋から学校に行けるという対策を取らなければいけないんじゃないかということで、歩道橋の設置を我々としては呼びかけております。

委員としては、坂田ハイツは先ほどもありましたとおり、西原町でも高齢化率が1、2番を争っております。高齢化率が高い。散歩やウォーキング、坂田ハイツとしては西原の運動公園に行くわけですが、ここを左に曲がって直進から横断歩道橋を渡っていくのが非常に安心安全じゃないかということで、利用する方々の多くが横断歩道橋を渡っていくことが幸いだろうと。

その中で、去った中部土木との話合い中でできませんという話はしたわけですが、なぜかという、警察署が横断歩道は1日に100名か200名の基準があるというような話がありました。それ本当にあるかどうかちょっと分かりませんが、歩道橋をどうして

もと通してほしいというのが、我々としての第1番目の意見書です。

第2番目のボックスカルバート延長についてです。幹線道路によって坂田ハイツはA地区の10世帯が分断されるわけですよ。完全にこちらが8メートル下がった道路、反対側が翁長児童公園の絶壁の道路、崖っぷちという形で、10世帯が孤立状態の形になってしまうんじゃないかということで、そういうボックスカルバート。

さらには、やっぱり騒音、振動、粉塵及び住環境への悪化、健康被害が懸念されるんじゃないかということです。この問題について住民が心配しているのは、今非常に静かな住宅街です。ここから30メートル幅の道路を通すことによって、隣の人たちが眠れるかどうか。騒音、救急車が走るし、パトカーが走るしということで、本当に我々の生活を脅かしてくれるなという、この10世帯の方々から強い要望があります。

そういうことで、騒音についても、粉塵についても、道路を造ってから対策、検討しましょうと、図って検討しましょうじゃなくて、今検討して改善しなければいけないじゃないかと私は思っております。

委員としては、騒音、振動、幹線道路だけではなく住宅の裏通りまで拡大する可能性があるんです。先ほど言ったように、幹線道路が住宅地域を経由する区間は地下坑道、どうしても地下坑道か掘削トンネル工法、カルバート工法で30メートル以上の延長をしなければ、これは坂田ハイツとしては道路問題については8年もかかってますけれども、ぜひとも解決をしていって、お互いの生活の基盤をお願いしたいなというふうに思って、意見書を提出しております。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長

どうもありがとうございました。3名の皆様の公述をいただきました。

それでは公聴会以降の今後の手続について、都市計画・モノレール課より説明をお願いします。

3. 今後の手続

○都市計画・モノレール課長

都市計画・モノレール課の下地でございます。

公述人の方におかれましては公述いただきまして、ありがとうございます。着座して、今後の都市計画決定までの手続について御説明いたします。

お手元に配布しました「手続き」というフローが書かれているものがあると思います。ちょっと御覧になっていただけますか。今後の手続を御説明いたします。

このフローは都市計画の手続を示したものになっておりまして、今日は⑤番の公聴会になります。今後は、本日公述いただいた意見に対する見解を中部土木事務所及び西原町と検討した上で、⑦番に示す都市計画法第17条に基づく「都市計画の案」を作成し、再度公告と縦覧を行う予定です。

本日の御意見に対する見解は「都市計画の案」の公告日以降は、県のホームページで御覧になれるということでございます。都市計画案の公告と縦覧は、この後6月頃を予定しております。その際は県の公報と新聞にて公告するとともに、県のホームページで公開して、2週間の縦覧をいたします。

また、「都市計画の案」の縦断期間中に、⑧番に示すように再度、県に対し意見書を提出することも可能となっております。

その後、⑨番、9月頃に開催を予定している沖縄県都市計画審議会に「都市計画の案」に意見書を添えて本案を付議いたします。なお、本日公述いただいた御意見とその見解についても、併せて報告いたします。

その後、都市計画審議会の審議結果を踏まえ、県が都市計画として決定する予定でございます。

以上が都市計画変更手続の内容でございます。以上です。

○議長

それでは、公聴会は以上で終了したいと思います。

本日は、3名の公述人の皆様、そして傍聴の皆様、円滑な会の進行に御協力いただき、どうもありがとうございました。司会のほうへお返しします。

【閉 会】

○司会

冒頭でもお伝えしておりましたが、引き続き会場後ろの図面を見ながら8時10分頃まで意見交換の場を設けますので、御都合のよい方は参加をよろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、那覇広域都市計画道路(浦添西原線)の都市計画変更に関する沖縄県の案を作成することについての公聴会を閉会させていただきます。

御協力ありがとうございました。